

国立病院に働く賃金職員・非常勤職員のアンケート結果について

- 1、目的：2004年4月1日、全国154の国立病院が独立行政法人に移行するに伴って、定員職員（正規職員）は雇用継承されることになっているが、賃金職員・非常勤職員の雇用継承は未だ明確になっていない。そのような状況のもと、賃金職員・非常勤職員の思いを含めた実態を明らかにすることを目的。
- 2、対象：独立行政法人に移行する国立病院に働く賃金職員・非常勤職員等約9000人を対象。
- 3、期間：2003年9月9日～10月8日までの1ヶ月間
- 4、方法：配布方法は、国立病院の労働組合（全日本国立医療労働組合）を通じて、組合員、組合未加入者を問わず対象者全員に手渡し。回収は、全労連闘争本部宛に本人が郵送（受取人払い）。

5、アンケート結果から

- ① 独立行政法人移行に伴っての不安・心配事について、1,125人中928人(83%)が「雇用の確保」と答えている。つまり、「雇用不安」を83%の賃金職員等が抱えている。
- ② 賃金職員等は、92%が「女性」である。
- ③ 勤続年数について、「10年以上勤務」が40%を超える。「20年以上勤務」している職員が10%もいる。
- ④ 職種は、看護助手、調理師などの行政職(二)と看護師、准看護師等の医療職(三)が75%を占める
- ⑤ アンケートに寄せられた声には、雇用不安の訴えとともに定員職員（正規職員）との賃金・休暇等の待遇での不公平感や改善要望の訴えが多い。

6、コメント

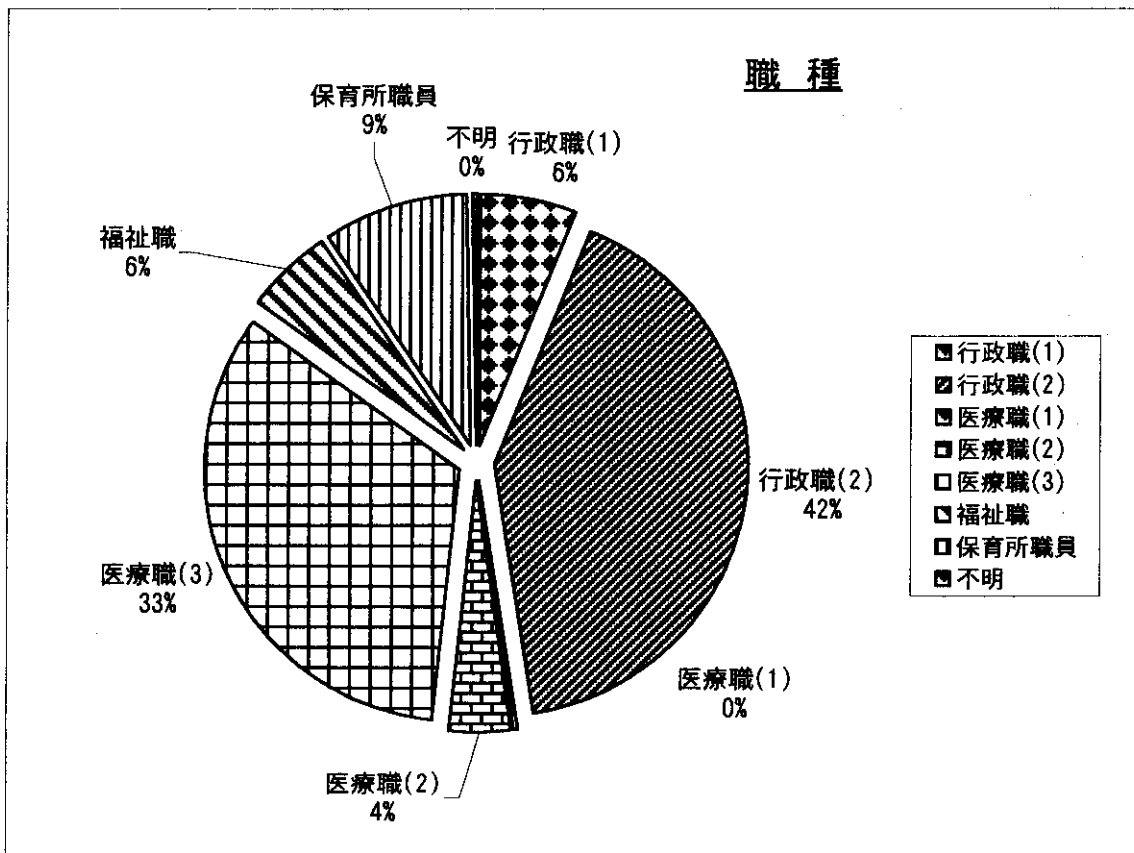
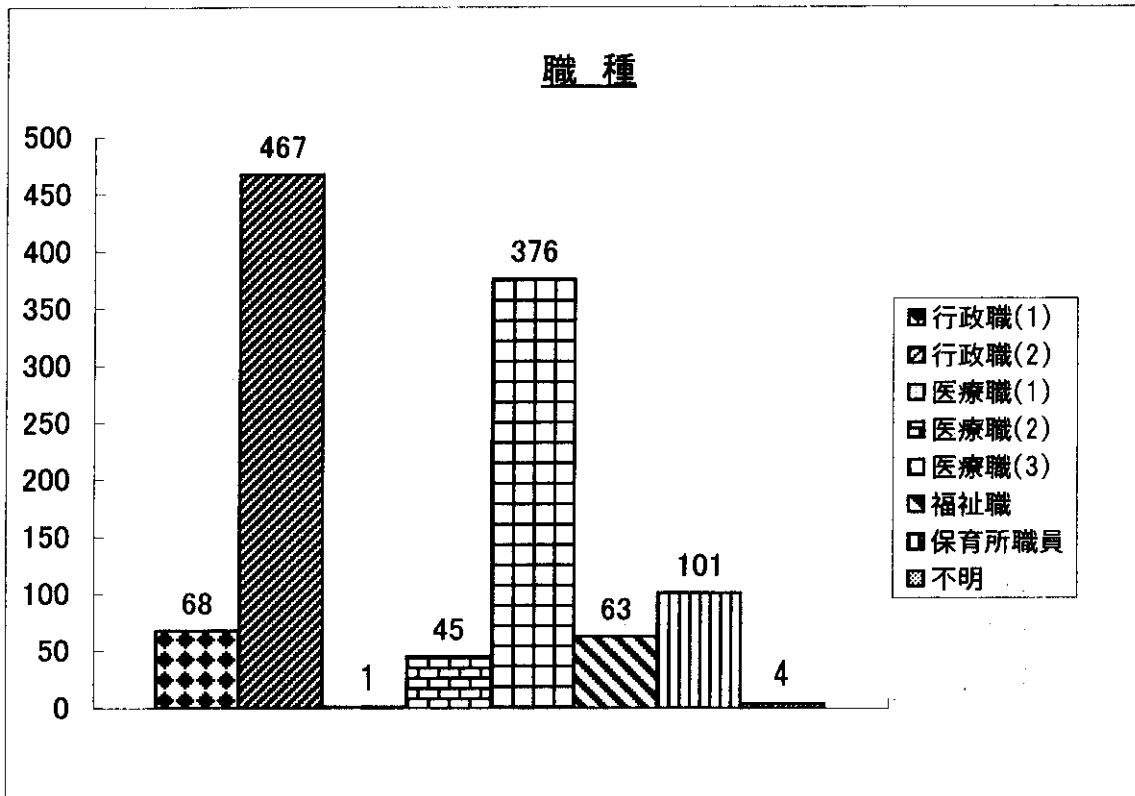
賃金職員等職員は、国立病院の運営に不可欠な職員として長年にわたって雇用され、そして生活（家族）を支えてきた。独立行政法人移行に伴う雇い止め（解雇）は、病院運営、医療水準ばかりか職員の生活にも重大な支障をきたすことになる。雇用継承を図るべきである。

また、雇い止めの対象となっている職員のほとんどが「女性」である。男女雇用機会均等の精神からも問題ある。

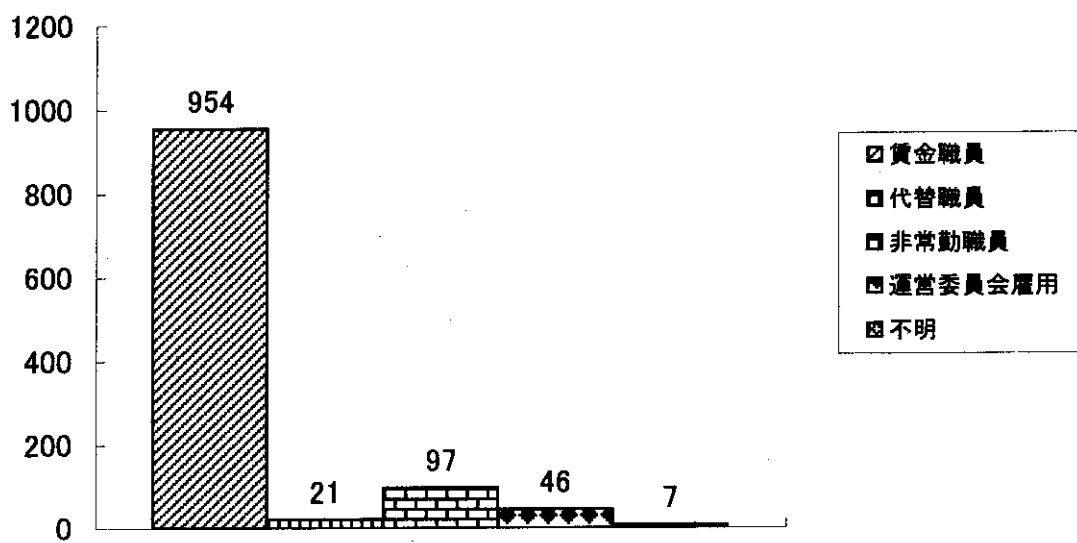
さらに、失業率が高率のまま推移し雇用問題が社会問題となっている状況下、雇用確保の指導的立場にある厚生労働省のお膝元で、7500人及ぶ雇い止めはあってはならない。

賃金職員・非常勤職員アンケート

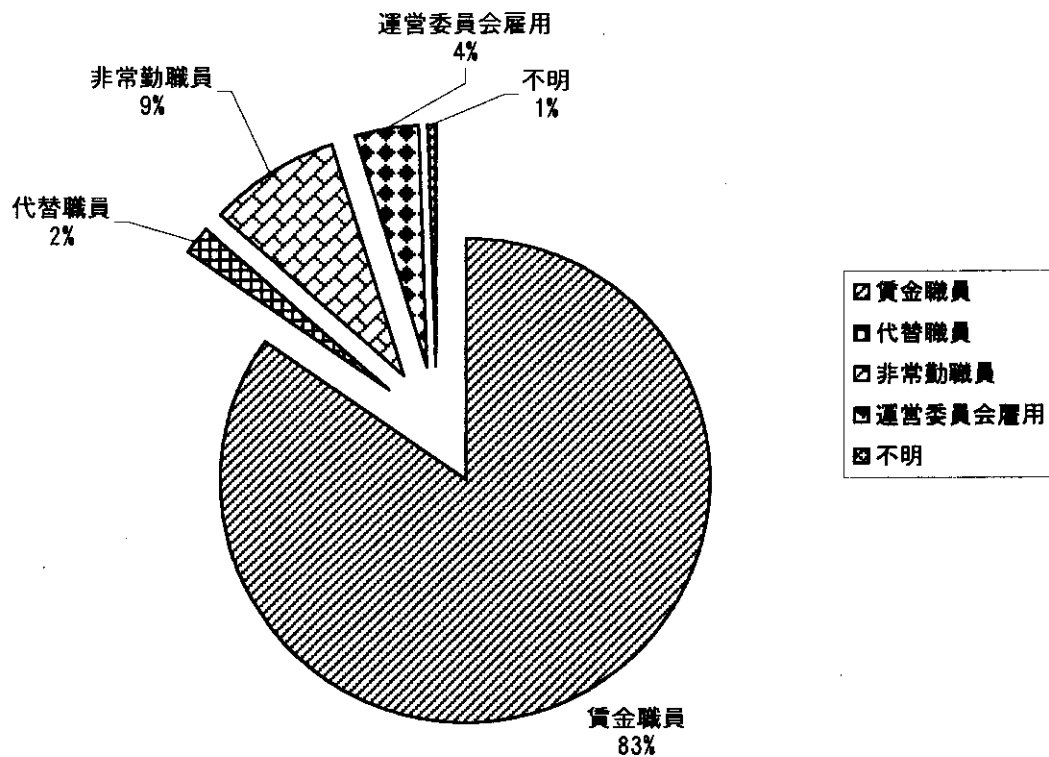
1125回収(10月8日現在)

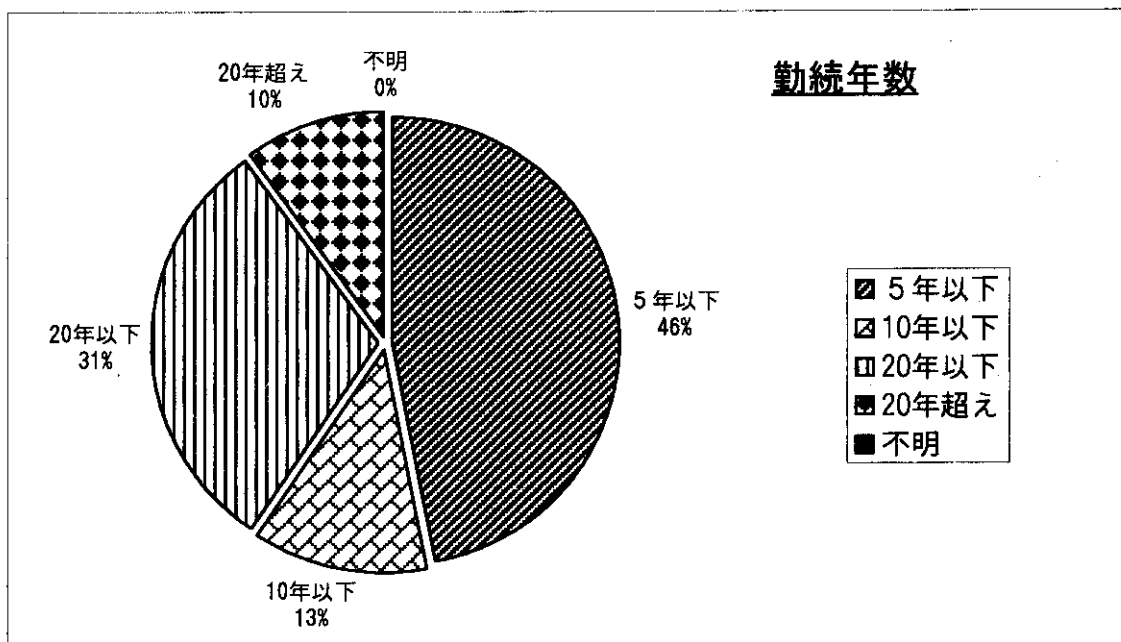
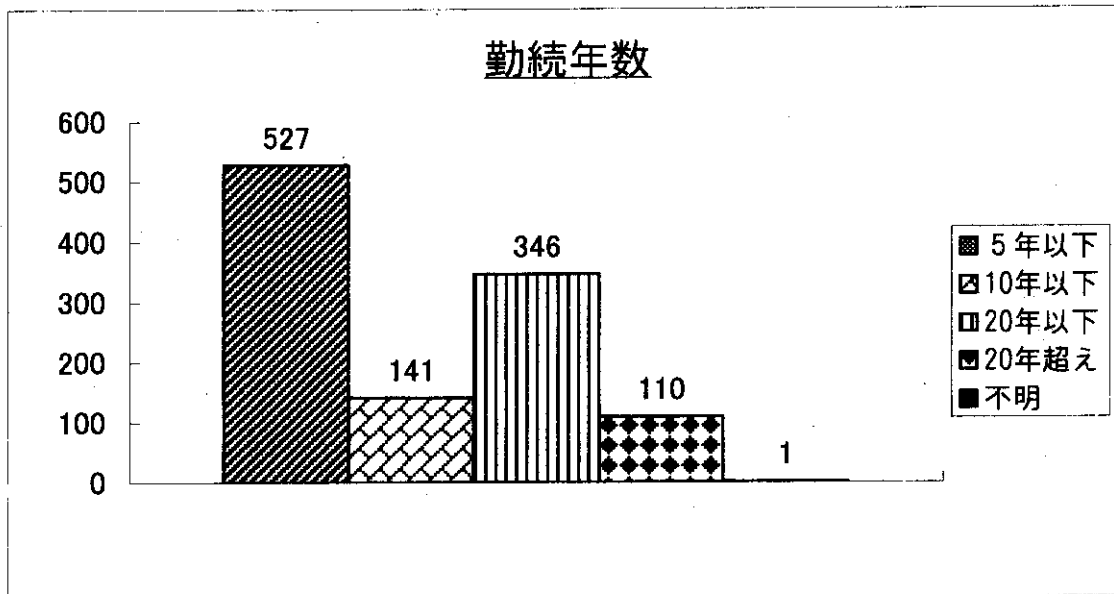
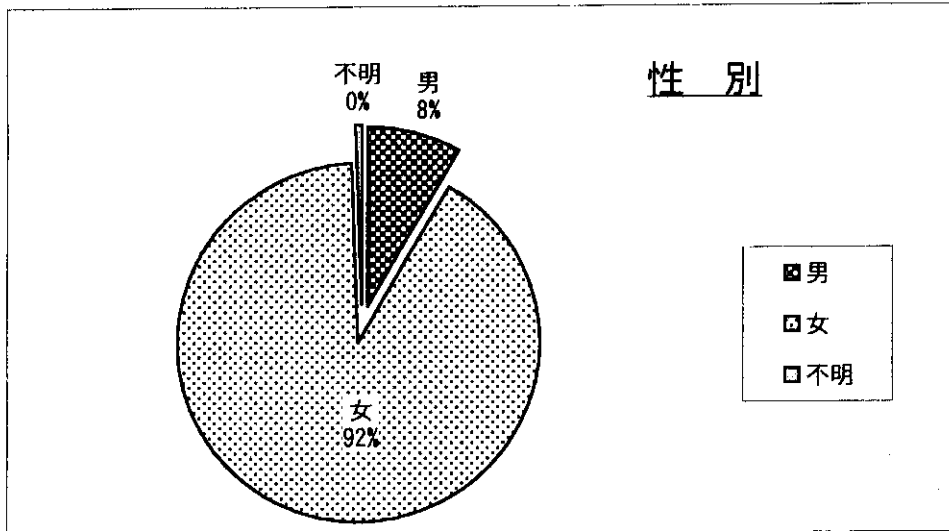


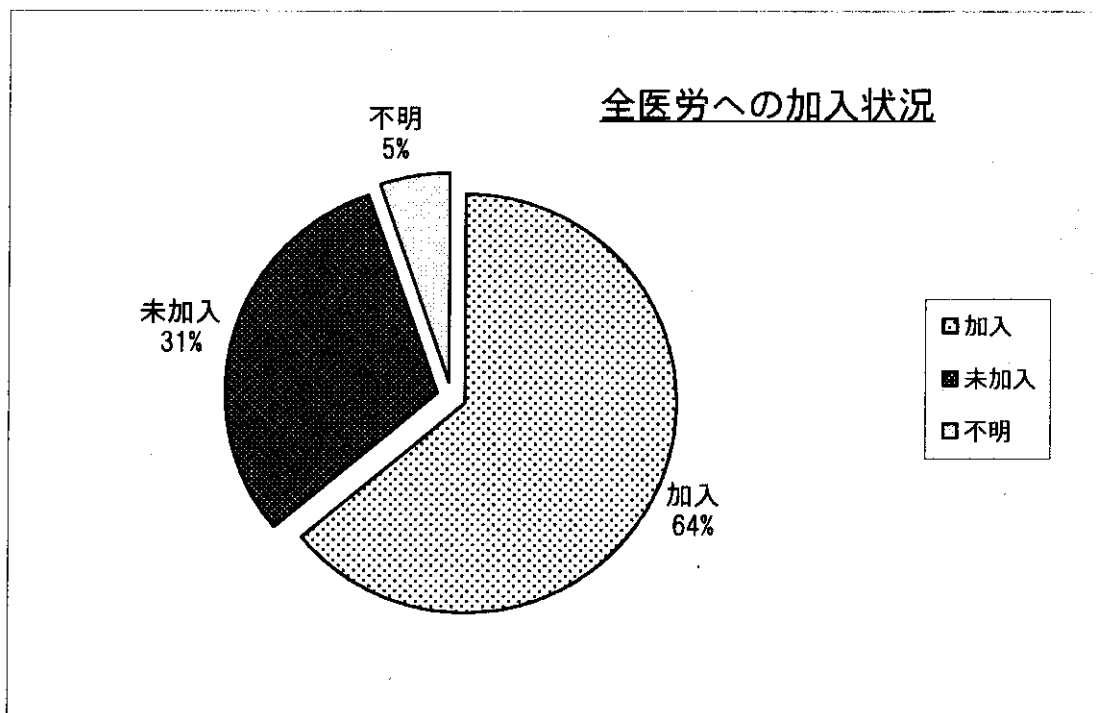
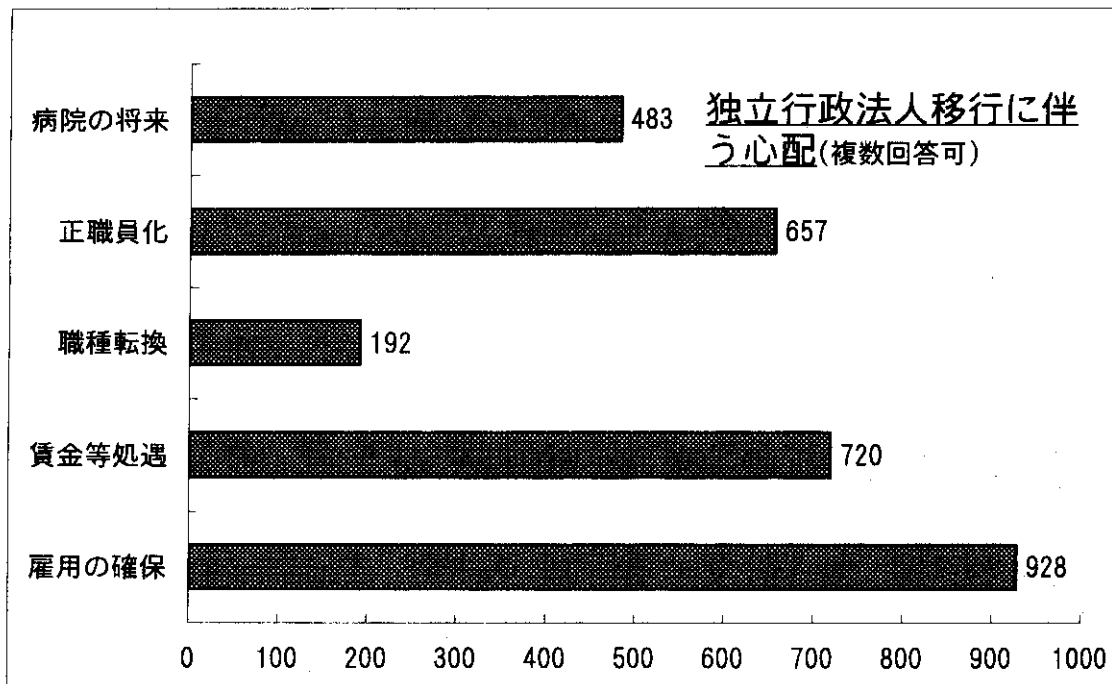
雇用形態



雇用形態







<<備考>> 行政職(1)は、事務職員
 行政職(2)は、看護助手、調理師、ボイラー技士等
 医療職(1)は、医師、歯科医師
 医療職(2)は、検査技師、放射線技師、薬剤師等
 医療職(3)は、看護師、准看護師、保健師等
 福祉職は、病棟勤務の保育士、児童指導員、ケースワーカー等
 院内保育所職員は、保育士、調理師等

1、賃金職員と定員職員の休暇等における相違

休暇等	内容	定員職員	賃金職員
年次休暇	暦年20日。20日を上限に繰越 1日、半日、時間単位で取得	○	有給。6ヶ月勤続後10日。最高20日 20日を上限に繰越。1日、時間単位で取得
病気休暇	必要最小限の期間。90日まで給与全額 保障。1日、時間、分単位で取得	○	無給。会計年度に10日。 1日、時間、分単位取得
特別 休暇	公民権の行使	選挙権その他公民権の行使	○ ○
	ドナー休暇	ドナーとしての登録、入院等必要期間	○ 無給。期間は定員と同じ
	ボランティア休暇	暦年で5日間	○ ×
	結婚休暇	結婚5日前～結婚1か月の間に5暦日	○ ×
	産前休暇	出産日前6週間	○ 無給。期間は定員と同じ
	産後休暇	出産日後8週間	○ 無給。期間は定員と同じ
	保育時間	生後1年未満の子を育てる男・女の職員	○ 無給。対象、時間は定員と同じ
	子供の看護休暇	1日2回各30分。連続1時間も可 小学就学前の子の看護、暦年で5日	○ ×
	忌引休暇		○ ○
夏期休暇	7～9月の期間に3日	○ ×	
介護休暇	2週間以上介護が必要な場合、最長 6ヵ月以内の期間	無給	×
生理休暇	必要最小限(連続する2暦日)の期間	○	無給
妊婦の通勤緩和	勤務時間の初め又は終わりに1日につき 1時間	○	無給
育児休業	子が3歳に達するまでの希望する期間 部分休業あり、1日につき2時間	無給	×

2、賃金等の相違

	定員職員	賃金職員
給与	人事院勧告にもとづく給与法改定 月給制	当該年度の定員職員の4月現在の俸給表が適用。 日給制で後払い
昇給	通常、1年で1号俸昇給	看護職員は5年未満まで1年1号俸相当の日額単価を 改定。それ以外は、2年で1号俸相当の日額単価を改 定。行政職(2)は14年以降、その他の職種は10年以 降の単価改定なし。
特別昇給	5～6年に1回、特別に昇給	なし
昇格	一定の条件により、上級俸給へ昇格	なし
前歴加算	上限があるが、経験年数が加算	なし
ボーナス	人事院勧告にもとづく給与法改定	雇用中断日があるため6月のボーナスは削減支給
退職金	勤続年数に応じて支給割合が高くなる	18日以上勤務した月が6ヶ月を超えて退職した場合に 支給。1年毎に清算。自己都合退職扱い